



# 熊本県公報

号外 第 1 4 号  
平成 25 年 3 月 30 日(土)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 2
○熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(企業立地課) 2
規 則	
○熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則	(企業立地課) 3

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業に伴う仮換地等の指定又は換地若しくは交換分合により取得する土地に係る不動産取得税の特例措置を廃止することとした。(第 49 条関係)
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減額措置の適用期限をそれぞれ平成 27 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 7 条の 2、第 8 条関係)
- 3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特例措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録等に係る狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとした。(附則第 13 条の 2 関係)
- 4 衝突に対する安全性の向上を図るための装置を装備した自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用対象に、車両総重量が 5 トンを超える一定の乗用車及び一定のバスを加えることとした。(附則第 8 条の 3 の 4 関係)
- 5 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 6 所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項、第 3 項関係)

#### ◇熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 熊本県工場等設置奨励条例の一部改正【第 1 条】  
離島振興法第 20 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、「第 1 条の適用を受ける設備」を「第 2 条第 1 号イに規定する特別償却設備」に改めることとした。(第 3 条第 3 号関係)
- 2 熊本県税特別措置条例の一部改正【第 2 条】
  - (1) 過疎地域内における県税の課税免除の対象となる施設の取得期限を 2 年間延長することとした。(第 4 条の 2 関係)
  - (2) 半島振興対策実施地域内における県税の不均一課税の対象となる施設の取得期限を 2 年間延長することとした。(第 4 条の 4 関係)
  - (3) 離島振興対策実施地域内における県税の課税免除の対象となる施設の取得期限を 2 年間延長するとともに、対象事業を離島振興法第 20 条に規定する製造の事業、旅館業(下宿営業を除く。)、情報サービス業その他離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成 5 年自治省令第 1 号)で定める事業に、また公示を行う大臣を主務大臣に改めることとした。(第 4 条の 7 関係)
  - (4) 企業立地促進法に基づく同意集積区域内における県税の課税免除の対象となる計画の同意期限を 1 年間延長することとした。(第 4 条の 13 関係)
- 3 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。(附則第 2 項)

## 条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第40号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第49条第7項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

附則第7条の2及び第8条中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第8条の3の4第7項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第1号」の次に「次に掲げる自動車のうち車両総重量が12トンを超えるもの、第2号」を加え、「及び第2号」を「及び第3号」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項第3号とし、同項第1号中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第11項」に、「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に、「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 車両総重量が5トンを超える乗用車（省令附則第4条の6第8項に規定するものに限る。）又はバス（省令附則第4条の6第9項に規定するものに限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第3号において「制動装置保安基準」という。）で省令附則第4条の6第10項に規定するものに適合するもの

附則第8条の3の4第8項中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第12項」に改める。

附則第13条の2中「平成25年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第49条第7項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第8条の3の4第7項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第41号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

（熊本県工場等設置奨励条例の一部改正）

第1条 熊本県工場等設置奨励条例（昭和39年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「第1条の適用を受ける設備」を「第2条第1号イに規定する特別償却設備」に改める。

（熊本県税特別措置条例の一部改正）

第2条 熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業（下宿営業を除く。）」を「同法第20条に規定する製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業」に改める。

第4条の2第1号ア中「平成25年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

